

令和 6 年度第 2 回松江市人権施策推進基本方針検討委員会 議事録

1. 開催日時 令和 6 年 10 月 4 日（金）15 時 00 分から 16 時 10 分まで
2. 開催場所 松江市市民活動センター
3. 出席者 委員（11 名）
勝田委員長、門脇委員、古曳委員、田中委員、原委員、広野委員、
松浦委員、三浦委員、宮阪委員、森下委員、吉廣委員
松江市（29 名）
池田人権男女共同参画課長、村上教育指導官、
事務局（人権男女共同参画課）：矢田、石原、三原、野津、板持
市民課（1 名）、市民生活相談課（1 名）、国際観光課（1 名）、
防災危機管理課（1 名）、総務課（1 名）、広報課（1 名）、
健康推進課（1 名）、介護保険課（1 名）、生活福祉課（1 名）、
障がい者福祉課（1 名）、家庭相談課（1 名）、健康福祉総務課（1 名）、
学校教育課（1 名）、教育総務課（1 名）、建築審査課（1 名）、
こども家庭支援課（1 名）、こども政策課（1 名）、保健衛生課（1 名）、
青少年支援室（1 名）、生涯学習課（1 名）、
発達・教育相談支援センター（1 名）、生徒指導推進室（1 名）
4. 委員会の公開について
松江市情報公開条例第 30 条に基づき、審議会等は公開とすることを周知した。
5. 議事録署名人の選任
議事録署名人に森下委員が選任された。
6. 議事
(1) 基本方針の改定案（第 1 章～第 3 章）について
【説 明】事務局から資料に基づき説明を行った。
【質疑・意見】
（古曳委員）
特に変更等についての意見はないですけれども、資料②P. 31(1)現状と課題⑤に「日本語学習支援の充実を図る」ということが付け加えられておりまして、国でも令和元年 6 月に「日本語教育の推進に関する法律」が施行されまして、地域における日本語教育の体制づくりの支援について進めていくような方針が示されておりますので、国の方針と

も合わせる形になっていて良いと思いました。

(田中委員)

松江市企人協の代表として参加させていただいております。前回カスタマーハラスメントについてお話をさせていただき、内容にも入れていただいたということでございます。

この人権問題を企業の中に落とし込む時に、どういう形で落とし込むのか、企人協の会員企業だけではなくてですね。企業が抱える諸課題というのはものすごくたくさんあるんですよ。厚生労働省等から言われるたくさんの課題、例えば同一労働同一賃金だったり、目に見えない 1 つのフロアで働く社員の中であらうごめく思いとか考え方とか思想とか。このハラスメントという一つの言葉で形どられるものではなくて、本来持つべき組織の在り方とか、表現にするとこういうことなんですけど、実際の企業に落とし込むとどういうものがあるのかなと、考えさせられますね。あまりにも多すぎて。私たちが育ってきた時のことを言うと怒られるかもしれませんが、親であったり家族であったり、教育を受けてやってきた世界から、起きてくる事柄から横串で入ってくるような。ハラスメントだけみたいなものをとらえて文章化することが、この企業の中で一生懸命働く社員の幸せにつながるのか、どうなのかなと。1 つの例をとると、前もお話したことがあるかもしれませんが、警備員を例にとると、警備員が警備とはなんぞやという 1 つの指針で、管理をするエリアの中で通っていく様々な人たち、或いはそこで働くお客様を見ながら、責任上お声をかけることがありますよね。この声をかける技術とか、タイミングだとか、そういうものによって、また、受け取る人の受け取り方によって千差万別。差別を受けたとか、これ、私の会社とかそういう業界とか全国的にもですね、クローズアップされてきていて、これも人権問題との関係、様々な 1 日の営みの中でどんどん発生しているというのは事実だと思います。企業の代表でこちらに参加している限り、企業におけるあらゆる差別であったり人権問題であったりとか、人として大切にしていかなければいけないことは普段みたいなのところから入らざるをえないと思うんですけど。それ以上にもたくさん課題があって、経営者としては大変だなと。そこだけおわかりいただいて、文章で読み取れるものとしてこういうものができれば、各企業の方にどんどんお伝えできるような仕組みができるといいかなと思っています。

(原委員)

前回の各委員からの意見が取り入れられていて、とても分かりやすかったと思います。なので、これをいかに活用していくかというのが次の課題だと思いますので、それぞれがきちんと活用して、インフォメーションしていただくとか、広報していただくなどして、みんなで活用していけるといいなと思いました。

(広野委員)

松江市身障者福祉協会の広野でございます。障がいのある人の項を見せていただきましたけれども、現状なり、進むべき方向性等についてはよくまとめられているなというふうに思います。現状と課題のところ、これは障害者権利条約で、平成 19 年に署名し、平成 26 年に批准したわけですが、その障害者権利条約の中でも、締結国に対して様々な分野において差別解消を図っていくと、そうした流れを受けまして、国の方でいろんなチームが立ち上がって、平成 23 年には障害者基本法が改正されたり、それから障害者差別解消法が成立をしたり、ここに書いてあるように、もろもろの法整備が進んできたわけでございます。

当の松江市においても、平成 28 年に障がいのある人もない人もともに住みよいまちづくり条例が制定されて、今回の差別解消法の改正に伴って、事業者への合理的配慮の義務化について今回改正をされ、そうした中で、法整備が本当にこのところですごく進んできておるわけでございます。

そうした中で、今後の取組の方向性はこの通りであります。先ほど原委員もおっしゃいましたように、本当にこれをどう具体化、具現化して動いていけるかいうところが課題なのかなというふうに思います。

(森下委員)

島根県隣保館連絡協議会から出ております森下です。私は 14 ページからの隣保館における取り組みと、それから個別課題の同和問題についてお話しさせていただきます。隣保館については大幅な変更はないということで、今いろんな隣保館のニーズが変わってきているということを踏まえて、最近福祉に関わる活動、特定地域だけでなく、隣接もしくは市全体で、事業を少しずつ進めております。そういった辺りは特に記述はいらないんですが、ぜひまた広報といいますか、我々も周知に努めていきたいなというふうに思っております。ちょうどこの会場で 8 月、9 月に公立の保育所、幼稚園、認定こども園、それから民間の保育園の職員の方に対して、同和問題についてお話をする機会がありました。もう 1 人の職員と 2 人でどうやってわかってもらおうかということで、お伝えしたところ、いただいた感想を今日ずっと読んでいました。特に私立の職員さんについては、同和問題が残っているということはあまりわからなかったと、初めて当事者の方のお話を聞いたと、良い機会だったという前向きなご意見がすごく多かったです。同和問題の取組の方向性 31 ページにもありますとおり、(2)①2 行目に「市民一人一人が、同和問題が現在も存在する人権問題であることを認識」するというあたりで、そういう研修機会が広がったということは大変良かったかなと思っております。

そしてまたいろんな場面で、私もその一員になるんですけど、市民への啓発の中に具体として、かつて差別を受けた人だけでなく自分たちが生活している中に、何が今意識の中に存在するか、考えていただくようにしたいと思っています。具体的な差別事象というのは滅多に起きませんが、意識が構成されてずっと残っているがゆえにどこか

で行為となって表れる、これが差別だと思っています。これは同和問題だけではないと思っています。偏見がある限りそれが行為として出てくる。意識調査でも、結婚に関して、お子さんが結婚するにあたって、親としては相手方が同和地区出身の方だったらどうですかという意識調査がずっと行われているんですが、子どもの意思を尊重しますという回答はいくら良くなっても 6 割ほどです。4 割はやはりどこかに何か引っかかるものを持っているということは事実だと思います。

そして、最近すごく私が課題に思っているのは土地の問題です。同和地区内の土地・家の売買が進まないのはなぜか、やはり世の中にそういう同和地区を特別な目で見える意識があるので、どうしてもその物件を売りに出しても買い手が見つからない。これは島根県、松江市においてもそういう意識は調査結果の中に現れていますし、そういった辺りもまだまだ行為は出ないけれども、意識があるということが後世に続いていく、偏見が残ってしまうんだと、つくづくこの意識調査の結果を見て感じました。

ぜひいろんな場でも、同和問題が今でも存在しているというあたりで、そういう意識調査をうまく活用いただいて、同和問題は今も残っていることを知ったということ、この保育所や幼稚園職員の皆様も書いておられましたので、ぜひ知っていただけたらなと思っています。

最後に、2 年前にハンセン病にかかるお話を伺ったことがありまして、そのときにこの感染症の記載のところでは、やっぱり当事者の方でもですけど、その家族さんですね。ハンセン病の患者のご家族さんがひそやかに暮らしておられる実態があって、現在も補償制度があるんだけど、その制度を利用することに手すら上がらないこと。そういう世の中の偏見があると。そういったあたりの窓口の周知もなかなか自治体がしていないんじゃないかというお話がありました。担当課がわかるように、ここが相談窓口ですという紙一枚を貼るだけでいいというようなお話を伺いました。そういったご家族もいらっしゃるということをもっと頭に入れていただければいいのかなと思いました。

(宮阪委員)

島根県中央児童相談所の宮阪です。資料②の 12 ページにあります、(1)の最後のところで、前回の会で児童虐待については、対応のことだけではなくて、発生予防のこともぜひ入れ込んでいただけたらということでご意見差し上げましたところ、②のところで「児童虐待の未然防止・発生予防に努め」と入れていただき、ありがとうございます。③の方には児童虐待の対応のことについて記載がされていますが、②のところで「母子保健と児童福祉の連携」と入れていただいているところがさすがだなと思ったところでございます。ありがとうございました。細かいところですが、(2)重点的な取組④のヤングケアラーの記述につきましては、若干読み取りにくいかなと感じますので、またご確認いただけたらと思います。

(三浦委員)

島根被害者サポートセンターの三浦と申します。私どもの方は、34 ページのところ、新設ということですので黄色くマーカーしていただいております。ここに、事前の質問・意見で書かせていただきましたけれども、なぜ被害者支援が必要なのかということについて、やはり皆さんに認識していただくことが必要で、被害者支援がなぜ必要で、どういった法律に基づいて、本当そもそもの部分書かれていて、これは非常にうれしく思いました。本当に犯罪被害者基本法が平成 16 年に制定されて、平成 17 年から施行されているんですけれども、本当に 20 年経っています。基本計画によって取組が進んでいますが、昨年度のところから、地方における途切れない支援という、提供体制の強化ということで、警察庁の方がグリップを握って、警察だけではなくて、やはり各自治体も一緒になってやっていけるような体制を作ろうということで、今強力に進んでおります。そういった中で松江市の方針において、きちんとそういったことが書かれていることについて非常にうれしく思っています。ありがとうございました。

(吉廣委員)

しまねのちょっし LGBTQ 相談室の吉廣と申します。私自身 LGBTQ の活動以外に、普段こども広場のコーディネーターやこどもたちに関する活動に多く携わっております。国際交流センターさんのやさしい日本語の方にもお世話になっております。そういった関係で LGBTQ 関連ではない分野にもかなりの意見を出させていただいております。今回も前回もかなりの質問や意見を出させていただきましたが、非常にたくさん思いを汲み取って文章を作っていたという思いで拝見させていただきました。ありがとうございましたと先にお伝えさせていただいたうえで話をさせていただくと、今回も名簿の中で分野の記載がありますけれども、性的少数者と書かれています。せっかく基本方針の項目が性の多様性と載っていますので、そちらの方を使っただけならいいのではないかなと思っています。ここで皆様に聞いてみたいのですが、実際に何%くらいの人がいるのかご存じでしょうか。約 10%と言われています。この 10%の人といっても実際にあったことのない人や自分の周りにはいないだろうと大体の方は考えられます。でも、実際 10%の人がここにちゃんといるということとかですね、そういったことでいうと、左利きの人、AB 型の人といった人たちが 10%に該当します。そういう人たちは少数者なのですかとか、少数者として扱うのですかといったら、たぶんそういうことはないと思います。性的少数者はそういう人がいないからというような表現で聞かれていたのですが、実際は 10%の人がいますということで、数字だけとか法律だけとかではなく、10%もいるということはこういうことです。島根県の人口は日本の中ではたったの 5%しかいません。でも日本の中で 10%も性的少数者っていう人もいますという話をすると案外少数じゃないなと思っていただけたと思います。この中で私の方は代表として今日参加させていただいていますが、実際の当事者ではありません。

私たちの活動の方で当事者と一緒に「アライ」として私は参加をしています。この「ア

ライ」という言葉を皆さんに今日持ち帰っていただけたらと思います。「アライ」というのは「あなたの味方だよ」という意味です。この思いが松江市全体で広がっていくのが、LGBTQだけではなくて人権全体の普及、啓発の根源と思うのです。皆さんの周りで困っているような方に「あなたのことを気にかけているよ」とか、「応援しているよ」とか、そういった声をかけてあげるような人が増えてきたらいいなと思ひまして、今「アライ」といった言葉が広がったらいいなと思っています。

併せて、こどもの権利に関しても非常にたくさん入れていただいたのですが、このこどもの分野のことが学校でしか表れていないように見えます。地域、社会、企業、全部含めてこどものことを見ていこうとか、そういったことが大切なのではないかという話をしているのですが、部活動とか、集団もいろいろありますので、学校等だけに絞らずにもう少し広い分野でいろいろなことが反映されるといいなと思いました。

(松浦副委員長)

松江市地域人権教育推進協議会連合会から出ております松浦と申します。私の担当は、地域におけるという形でしたけれども、書いていただいていることには、私は特別に追記するような意見はありませんでした。ただ、改めて、地域社会というくくりでいくと、年齢が多分、幼児から高齢者まで、人権課題というとすべてを網羅しないといけないみたいな、そういうことを担当している形なのかなというふうに思いました。代表になっている者はすべて専門家ではありません。一般市民が代表になってその地域のために、人権問題についていろいろ勉強してみようよということになっておりますので、なるべく、この基本方針をずっと読ませていただくと、こういう流れでいいか、こういうふうになっているのかなってということがわかるようにできあがってくると嬉しいなということと思っています。

自分は地域社会についての担当でしたけれども、そこに意見を書かせていただいていますけれども、自分も高齢者の1人として、いろいろこう感じる場所がありまして、2024年の1月に施行されました「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」というものができたということがあり、初めて認知症の人について尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるようにとか、1人の人間としての尊厳を大切にしてお応じてくださいというようなことが明記されている法律ですので、この高齢者のところに、これを入れ込んでいただけるといいなと思います。私たちが新しい法律を知る機会というのは非常に少ないですので、ぜひお願いしたいと思います。それと、同和問題で本人通知制度というのができましたということがこう書いてあって説明をさせていただいていますけれども、全国的にいつから始まったのかなってということも教えていただけると嬉しいです。それから最後の方にありますけど、迷信や風習についての記述がありましたけれども、直に差別にすぐ繋がるというよりも、偏見、無意識のうちの偏見、今アンコンシャス・バイアスという言葉も大分使われるようになってきていますので、そこに無意識のうちに偏見や差別に繋がるというような、偏見という言葉も入っているとちょっ

と汲み取りやすいかなと思います。

(門脇委員)

最近いろいろ私も新聞やテレビを見ると言いたいことがたくさんあります。まず、人権ですけど、例えば、憲法の改定何条っていうのはやたらと出ていますね。本質は24条です。24条というのは、婚姻は両性の合意のみに基づいて成立すると書いてあるわけです。ところが最近、広島高裁で判例が3つ目でしょうかね。男性同士が結婚するのを認めるというような判例が出たと思います。広島高裁でしたかね。従来は手術したときに同性の婚姻は認めるかというようなことは判例であったようです。ところが、今回の判例は画期的な判例で。手術しなくても男同士で結婚していいんだよって裁判官が言ったものですから、だいぶ時代も進んだなというような感じがしています。

それから最近保護司さんがね、私、保護司をずっとやっていたんですけど、保護司が殺されてしまったと。それで、法務省のもとに、保護司検討委員会を作って今日の山陰中央新報に大々的に出していますけど、実費だけ。報酬は払いません、というようなことですね。それで、1人の面接は2人でやるとかいろいろ言っています。もう少し保護司の人権を考えてもらえると。

それから袴田さん。この方も気の毒でした。無実でずっと刑務所に入っていたということで私も警察官だったので、担当したわけじゃないけど、ちょっと責任を感じていますけど。

それから最後ですけど隣保館です。皆さんご存じの通り松江市には3つあります。私、本庄の公民館の運営協議会の会長をやらしてもらったのですが、館長は6年ほどやらせていただいて、隣保館とは随分仲良くしています。例えばボッチャゲームの対抗試合。これはほとんど毎月ですね、15人ぐらいずつで、終わった後は懇親会ですね、これがまた良いですね。いろいろ話を聞くと涙をもらうような話もあります。結婚問題でね、いじめられたとか。そういうことでもう何年もやっています。それから花見もやるし、今度はカラオケ大会もやるのですけども。やはり机の上でいろいろ勉強したり、スライドを見ても、あんまりこうピンとこないですね。私は18歳で高校を出て東京の大学へ行ってしまったので、そのままの印象でしたけども、20年前にUターンして、まだそんなことやっているのかと。東京にいたら、差別された地域のご出身ですと言われても、そうですかと驚くことはないですね。こちらへ帰ってまだいろいろやっているの、あれから何年たっても進歩がないのかなと思ったらそうではないですね。どんどん結婚も進んでいますので、本当に私はいいことだと思っています。ですから森下委員さんもいろいろご発言あって、私もそう思っていますけど、やはり体感することですね、この同和問題については。外で本を読んでも入ってきませんから何かあったら隣保館へ皆さん行ってね、文化祭とか何か参加してみてください。そうするとやっぱり、言っていることがよくわかります。そうか、誤解だったなということ。ぜひよろしくお願いしたいと思います。

(勝田委員長)

みなさんありがとうございました。いろいろな建設的なご意見があったと思います。私の方から、ちょっと話が離れるかもしれませんが、国の方で、「人権教育・啓発に関する取組課題に係る調査研究」有識者検討会の報告書というものが出ております。その中に、今後の人権教育・啓発の基本的な在り方、基本とすべき考え方というものがありまして、(1) 権利の享有主体であることの認識を得ることのできる人権教育・啓発という項目があります。その中で具体的に、各人に保障された権利内容、その中に国家による権利侵害の可能性、国による人権侵害の可能性、これが記載されております。先ほど門脇委員さんのお話の中にも少しありましたが、先般の袴田事件、まだ審判が確定までいっておりませんが、本人が10年以上にわたって苦しんで人権が侵害されているということが先般の地裁判決では認められたわけです。これがもし、最後まで裁判で確定することになりましたら国による権利侵害ということになりますので、私たち同士の人権啓発だけでなく、国から一人一人の民間人に権利侵害が及ぶことがあるということをどこかに記載していただくといいのかなと思います。旧優生保護法により強制的に堕胎、中絶させられたということも同様の事例だと思いますので、どこかに記載があるといいのかなと思います。このことは非公式に事務局にもお伝えしております。以上です。

(2) パブリックコメントについて

【説 明】事務局から資料に基づき説明を行った。

【質疑・意見】なし

7. その他

第3回検討委員会の日程について、令和7年1月中に開催することを確認した。